

看護小規模多機能型居宅介護サービス

1 事業概要

医療ニーズの高い要介護者の在宅での生活継続への支援を図るため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療と介護を一体的に提供するサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種			看護小規模多機能型居宅介護事業所（本体事業所）	サテライト型事業所
看護小規模多機能型居宅介護従業者	日 中	通 い	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 1人以上は保健師、看護師又は准看護師 	
		訪 問	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で2人以上 1人以上は保健師、看護師又は准看護師 	2人以上
	夜 間	夜 勤	夜間・深夜の時間帯を通じて1人以上 ※宿泊サービスの利用者がいない場合で、夜間・深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している場合は、置かないことができる	
		宿 直	夜間・深夜の時間帯を通じて1人以上	本体事業所の適切な支援を受けることができる場合は不要
	看 護 職 員		<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で2.5人以上 1人以上は常勤の保健師又は看護師 	常勤換算方法で1人以上
介 護 支 援 専 門 員			<ul style="list-style-type: none"> 専従1人以上（非常勤でも可） 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していること ※ 利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所に併設する他の施設等*の職務に従事可 	介護支援専門員に代えて、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者の配置が可能
管 理 者			<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1人 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有していること 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること（ただし、管理者交代時には新たな管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない） ◆ 次の①または②の該当者は既に必要な研修を修了した者とみなされる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成18年3月31日までに、認知症介護実践研修（実践者研修）又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事していた者 ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、①の他、認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了した者 ※ 保健師又は看護師である場合、3年以上の従事経験及び管理者研修修了は不要（医療機関における看護、訪問看護または訪問指導に従事した経験が必要） ※ 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所に併設する他の施設等*¹の職務に従事可 	本体事業所の管理者が兼務可能

代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験、又は保健医療サービス若しくは福祉サービス経営に携わった経験を有していること ・ 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護。 (ただし、代表交代時には、半年後又は次回研修日のいずれか早い日までに同研修を修了することで差し支えない) <p>◆ 次のいずれかの研修を修了した者は、既に必要な研修を修了した者とみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成17年度に実施の認知症介護実践研修(実践者研修又は実践リーダー研修) ② 平成17年度に実施の認知症高齢者グループホーム管理者研修 ③ 平成12～16年度の間に実施の基礎課程又は専門課程 ④ 平成12～17年度の間に実施の認知症介護指導者研修 ⑤ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
-------	--

※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院

(2) 定員

区 分	看護小規模多機能型 居宅介護事業所 (本体事業所)	サテライト型事業所
登 録 定 員	29人以下	18人以下
通いサービスの利用定員	登録定員の2分の1から15人までの範囲内*	登録定員の2分の1から12人までの範囲内
宿泊サービスの利用定員	通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内	通いサービスの利用定員の3分の1から6人までの範囲内

※ 登録定員が25人を超える場合、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員までとする。

登録定員	通い定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 設備基準

設 備	面 積 等
居 間 及 び 食 堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ・ 居間及び食堂は同一の室内でも可。ただし、それぞれの機能が独立していることが望ましい ・ 通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、一人当たり3㎡以上を確保すること <p>※ 原則として狭隘な部屋を多数設置するのは好ましくない</p>

宿 泊 室	<ul style="list-style-type: none"> ① 定員は1人（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる） ② 床面積は、7.43㎡以上 ③ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上でプライバシーが確保されたものとする。 ④ 病院又は診療所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては1人あたりおおむね6.4平方メートル以上 ⑤ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、③の宿泊室の面積に含めてよい ⑥ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については宿泊室を兼用することが可能
台 所	
浴 室	
その他必要な設備及び備品	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法等に定められた設備）	
利用者の家族との交流の機会の確保や、地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地すること	